

伊丹市こんにちは赤ちゃん事業実施要綱（平成19年4月制定）

（目的）

第1条 この要綱は，おおむね生後4か月以内の乳児がいるすべての家庭を訪問し，子育て支援に関する情報提供を行うとともに，親子の心身の状況や，養育環境の把握を行い，支援の必要な家庭に対して適切なサービスの提供につなげることにより，乳児のいる家庭の孤立化を防ぎ，乳児の健全な育成環境を確保することを目的とする。

（対象家庭）

第2条 この要綱による訪問の実施の対象となる家庭（以下「対象家庭」という。）は，市内に住所を有し，生後4か月以内の乳児を育成する保護者（以下「対象者」という。）の家庭とする。

（訪問の時期及び回数）

第3条 市長は，乳児が生後4か月に達する日までの間において，1回の訪問を実施するものとする。

2 市長は，対象家庭の都合等により生後4か月を経過した後に訪問を希望する旨の申出が対象者からなされた場合において，健康診査又は保健指導等により，対象となる乳児の状況が確認できているときは，前項の規定にかかわらず，同項の期間を経過した後に訪問を実施することができる。

（訪問の内容）

第4条 訪問において行う支援の内容は，次に掲げるとおりとする。

- (1) 育児に関する不安や悩みの聴取及び相談の実施
- (2) 子育て支援に関する情報提供
- (3) その他市長が必要と認める事項

（対象者への通知）

第5条 市長は，訪問を実施しようとするときは，あらかじめ対象者に対し，別に定める様式により訪問を実施する旨を通知しなければならない。

2 前項による通知を受けた対象者は，訪問の実施の辞退を申し出る

ことができる。

- 3 市長は，前項の規定による辞退の申出を受けたときは，当該対象者の訪問を実施しないものとする。

（訪問の記録等）

第6条 市長は，訪問の結果を別に定める様式により記録しなければならない。

（地域協議会への連絡）

第7条 市長は，訪問の結果，乳児が要保護児童であると認められるときは，対象家庭への支援の内容を協議するため，伊丹市要保護児童対策地域協議会設置要綱（平成18年3月制定）により設置された伊丹市要保護児童対策地域協議会に連絡するものとする。

付 則

この要綱は，平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は，平成21年10月13日から施行する。

付 則

（施行期日）

この要綱は，令和6年4月1日から施行する。

（伊丹市こんにちは赤ちゃん事業実施要領の廃止）

伊丹市こんにちは赤ちゃん事業実施要領（平成19年6月制定）は，廃止する。